

役員等の報酬及び旅費に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人種の会（以下「この法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員、その他理事長が必要と認めた者の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事、評議員及び監事をいう。

- 2 役員は、これを分けて常勤及び非常勤とする。
- 3 評議員は非常勤とする。
- 4 監事は非常勤とする。

(報酬等)

第3条 常勤役員には、勤務形態に応じて、報酬及び交通費を支給する。ただし、当法人職員を兼務し、職員給与を支給している者に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

- 2 非常勤役員には、職務に応じた報酬を支給するものとする。

(常勤役員の報酬等の支給基準・支給額)

第4条 常勤役員の報酬支給基準・支給額は、毎年度、評議員会にて議決されることとする。

- (1) 報酬についてはこの法人の経営状況に応じて検討され、支給額の上限は年間の総額（賞与等含める）が15,000,000円を超えない範囲とする。
- (2) 交通費については、通勤費支給取扱規程に準ずる額とする。
- (3) 常勤役員が職務のため出張したときは、出張旅費規程に基づき旅費を支給する。

(非常勤役員等の報酬等の支給基準・支給額)

第5条 非常勤役員等の報酬等の支給基準・支給額は次の各号に応じて定めるものとする。

- (1) 非常勤役員（非常勤理事・評議員・監事）及びその他理事長が必要と認めた者が理事会・評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。
- (2) 非常勤役員（非常勤理事・評議員・監事）及びその他理事長が必要と認めた者が理事会・評議員会への出席以外で法人及び施設の運営のために、業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる
- (3) 非常勤役員（非常勤理事・評議員・監事）及びその他理事長が必要と認めた者が職務のため出張したときは、出張旅費規程に基づき旅費を支給する。

(報酬の支給の総額)

第6条 理事及び監事に対する報酬の支給の総額について、以下のとおり定める。

- (1) 理事(常勤及び非常勤)に対する報酬は各年度の総額が17,000,000円を超えない範囲とする。
- (2) 監事に対する報酬は各年度の総額が1,000,000円を超えない範囲とする。

(報酬等の支給方法)

第7条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、毎月末日(支給日が銀行休業日の場合は、前営業日)に支払う。ただし、その日が休日に当たるときは職員給与規程に準じた日とする。

- 2 非常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、その都度支払う。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第8条 新たに役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月中途における就任、退任、又は解任の場合は、日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第9条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、端数処理を行う。

- (1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50 銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補 則)

第11条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は平成30年3月26日より適用する。

附 則

この規程は令和2年12月21日より適用する。

別表1 非常勤役員の会議出席 (第5条第1号関係)

名 称	日額
理事会・評議員会・その他会議等への出席	10,000円

別表2 非常勤役員のその他法人のための業務 (第5条第2号関係)

名 称	日額
役員業務	10,000円
監事監査	20,000円

※本別表に定める報酬には源泉所得税を含めないものとする。